

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（N o 2 / 1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

総合労働協約改訂等交渉 始まる！ ～明るく働きがいのある職場づくりに向けて～

J R 四国労組は、8月17日に申し入れた申第1号「総合労働協約改訂等」及び申第2号「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」、並びに申第3号「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について、本日団体交渉を行った。

組合は、総合労働協約の改訂や賃金の引き上げによる労働条件の改善は「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から極めて重要であるとの認識に基づき、主旨説明を行った。

<組合からの申し入れ内容>

申第1号 総合労働協約改訂等について

【労使間の取り扱いに関する協約】

- 1 第9条（専従者の選任）第2項を次のとおり改正されたい。（下線部分修正）
前項に定める組合業務専従者（以下「専従者」という。）の数は、毎年9月1日現在の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に組合と会社が協議し決定する。
- 2 第17条（掲示内容）第1項の、下線部分を削除されたい。
掲示類は、組合活動に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、又は職場規律を乱すものであるではない。

【労働条件に関する協約】

〔人事関係〕

- 1 第20条（休職事由）に、自己啓発のための休職を新設されたい。
- 2 第52条（定年）第2項の退職日は、定年に達する月の属する年度末とされたい。
- 3 65歳まで組合員（社員）として勤務できる制度を整備するとともに、70歳までの就業機会の確保や、雇用・賃金・手当等、社会環境の変化に対応すべく制度全般を再構築されたい。

〔勤務関係〕

- 4 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 5 当面、年間休日を120日にされたい。
- 6 36協定における時間外労働時間を抑制・平準化させるとともに、月45時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。
- 7 人事異動の事前通知を14日前とされたい。
- 8 列車乗務員及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No2／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

- 9 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設・環境整備するとともに、時差出勤も定例的に導入し、始業・終業時間帯も幅広く柔軟に設定されたい。
- 10 昇職・昇格試験の二次試験受験は勤務とされたい。
- 11 育児短時間勤務適用条件の「3歳未満の子を養育する組合員」を「小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する組合員」に引き上げられたい。
- 12 看護休暇取得条件の「小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する組合員」を「中学校の就学の始期に達するまでの子を養育する組合員」に引き上げられたい。
- 13 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 14 半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 15 保存休暇の適用範囲を次の通り改善されたい。
 - (1) 私傷病による場合は「4日以上継続する場合」の条件を削除し、必要な日
 - (2) 人間ドック・定期健康診断で再検査となった場合、検査受診するための必要な日
 - (3) 中学校就学の始期に達するまでの子の学校行事等に出席する場合の必要な日
- 16 次の各項目を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院等に付き添う場合
 - (3) 不妊治療を受ける場合に要する日
 - (4) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (5) 看護休暇及び介護休暇
- 17 第86条第1項第2号「忌引による場合」の日数を次のとおり改善されたい。
 - (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行において喪主となる場合は7日
 - (2) 姻族二親等直系尊属（祖父母）3日
- 18 第86条第1項第3号「リ災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 19 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。
- 20 女性特有の休暇制度を改善するとともに、休暇の名称を変更されたい。
- 21 育児・介護休業法施行規則等の改正に伴う対応は、適切かつ柔軟に整理されたい。

【賃金関係】

- 22 第151条（基本給）55歳以上の基本給支給率を改善されたい。あわせてその適用は55歳に達する年の、翌年度からとされたい。
- 23 第168条（扶養手当の範囲）第7号「重度心身障害者」の下線部分を削除されたい。
- 24 扶養手当を増額されたい。
- 25 第171条（通勤手当支払条件及び範囲）において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No2／3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

- 26 職務手当・技能手当の新設及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善されたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 27 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）の改善及び教導手当を増額されたい。
- 28 第197条 自動車運転手当の支払範囲に軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、大型車以外も適用とされたい。
- 29 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 30 第224条第1項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 31 第238条、第239条に定める、業務量減少等による待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金は、100／100とされたい。
- 32 第2基本給の見直しを図られたい。
- 33 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 34 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 35 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 36 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。
- 37 人間ドック受診対象年齢を引き下げるとともに、脳ドック等のオプション検診について補助をされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 38 女性組合員が働きやすいよう、職場環境整備を図られたい。
- 39 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、新規配属者に対する制服貸与枚数（特に盛夏衣）を増貸与されたい。
- 40 住宅補給金（持家・賃貸）を増額するとともに、会社寮に入居できず、借り上げ住戸に入居する者に対する支援措置を拡充されたい。
- 41 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。
- 42 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。
- 43 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。
- 44 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、結婚休暇の特例措置を延長されたい。

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No.2／4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 当面、年間休日を120日にされたい。
- 3 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。
- 4 列車乗務員にエキスパート社員向け行路及び交番を新設されたい。
- 5 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設・環境整備するとともに、時差出勤も定例的に導入し、始業・終業時間帯も幅広く柔軟に設定されたい。
- 6 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 7 半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 8 保存休暇の使用範囲を、組合員要求項目に準じ拡大されたい。
- 9 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 10 「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 11 育児・介護休業法施行規則等の改正に伴う対応は、適切かつ柔軟に整理されたい。

〔賃金関係〕

- 12 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 13 職務手当・技能手当の新設及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善されたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 14 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）の改善及び教導手当を増額されたい。
- 15 自動車運転手当の支払範囲に軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、大型車以外も適用とされたい。
- 16 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 17 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 18 業務量の減少等による休業を命ぜられた場合の賃金は100／100とされたい。
- 19 第99条の6に定める期末一時金の係数（0.4）を撤廃されたい。

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No2／5）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

- 20 住宅補給金及び扶養手当を支払われたい。あわせて期末一時金は、扶養手当を加えた金額を基礎額として基準額を算定されたい。
- 21 慰労金を増額するとともに、雇用期間に応じた慰労金を支給するよう改善されたい。
- 22 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

【安全及び衛生関係】

- 23 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 24 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

【福利・厚生関係】

- 25 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。
- 26 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。
- 27 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。
- 28 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、結婚休暇の特例措置を延長されたい。

【準組合員（契約社員）の労働条件に関する協約】

【勤務関係】

- 1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 3 「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 4 契約社員に見習い教育手当を新設されたい。
- 5 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。
- 6 女性特有の休暇制度を改善するとともに、休暇の名称を変更されたい。
- 7 育児・介護休業法施行規則等の改正に伴う対応は、適切かつ柔軟に整理されたい。

【賃金関係】

- 8 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 9 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。
- 10 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No.2／6）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

11 業務量の減少等による休業を命ぜられた場合の賃金は100／100とされたい。

12 無期雇用契約の準組合員（契約社員）に、雇用期間に応じた退職慰労金を支給されたい。

13 契約社員車掌が社員（車掌）採用となった場合の基本給を明確にされたい。

〔安全及び衛生関係〕

14 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。

〔福利・厚生関係〕

15 女性組合員が働きやすいよう、職場環境整備を図られたい。

16 会社寮に入居できず、借り上げ住戸に入居する者に対する支援措置を拡充されたい。

17 賃金控除に関する協定に定める賃金控除項目は、組合員（社員）と同一とされたい。

18 無期雇用契約の準組合員（契約社員）は、財形貯蓄及び確定拠出年金制度の対象とされたい。

19 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。

20 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、結婚休暇の特例措置を延長されたい。

＜主な交渉内容＞

組 合：JR四国労組は、安全・安定輸送を第一義に効率化施策や中長期的な政策課題解決にも協力している。現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、会社の経営状況はこれまでに経験したことの無い危機的状況に陥っているが、現場で奮闘する組合員は、猛暑のなか公共交通機関に働く者としての責任感と使命感を持って業務に取り組んでいる。
この間の組合員の努力に応え、勤労意欲のさらなる高揚を図るとともに、コロナ禍に対応できる働き方実現のためにも制度改善に向け前向きに検討するよう強く求める。

会 社：会社の体力、貴側の要求主旨を踏まえ、今後鋭意検討していく。

＜組合からの申し入れ内容＞

申第2号 2020年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて

1 エキスパート社員の基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。

2 実施日 2020年10月1日とされたい。

J R 四国労組ニュース

令和2年8月27日（No.2／7終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

申第3号 2020年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

1 賃金引き上げについて

- (1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。
- (2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人当たり40円引き上げられたい。

2 実施日 2020年10月1日とされたい。

<会社回答>

- ・エキスパート社員の基本賃金については、世間の動向や会社の経営状況を勘案した結果、今年度の改定は行わないこととする。
- ・パートナー社員及びサポーター社員の契約基本賃金については、世間相場の動向等を総合的に勘案した結果、今年度の改定は行わないこととする。

<主な交渉内容>

組 合：エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについて「今年度の改定は行わない」との回答であったが、日々の業務に懸命に取り組んでいることから改善を図るべきである。

会 社：世間の動向や地場の水準などを勘案した結果、今回は改定しないこととした。

また、申第1号のうち「列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給等について」会社から回答が示され議論を行った。別紙参照

<主な交渉内容>

組 合：今回の制度が適用されることにより、不公平な取り扱いとならないのか。

会 社：新卒採用の社員とのバランスを保つとともに、これまでに採用した契約社員車掌にも不公平感が発生しないよう経過措置も設けた。

組 合：社員として採用された者は今までどおり運転士養成に進むのか、また、転勤はあるのか。

会 社：運転士養成に進むことを基本に考えており、転勤については、他の社員と同じ取り扱いとなる。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し検討した結果、「準組合員の賃金の引き上げ」については、現在の極めて厳しい会社の経営状況を勘案すると、これ以上の前進は困難と判断し本日17時に了承した。

また、「列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給等」についても、不公平感が発生しない制度であることを確認したことから、本日17時に妥結した。

「総合労働協約改訂等」については、引き続き交渉を強化することを確認した。

以 上

別 紙

列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給等について

2020年8月

J R 四 国

列車乗務員として雇用する契約社員が社員採用される場合の初任給等については、以下のとおりとする。

1 初任給等

(1) 初任給

適用基本給表	号 俸
一般社員（１）基本給表	20号俸

(2) 年齢別による保障基本給

年齢別による保障基本給を適用する。

(3) 昇給所要期間の起算日

採用日とする。

(4) 初任給調整手当

勤続年数に応じて、次表の支給区分に対応する額を適用する。

勤続年数	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで
支給額	18,000円	16,000円	14,000円	12,000円	10,000円
勤続年数	5年を超え 6年まで	6年を超え 7年まで	7年を超え 8年まで	8年を超え 9年まで	
支給額	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	

2 経過措置

(1) 2020年4月1日以前に列車乗務員として雇用された契約社員が社員採用される場合の初任給等については、以下のとおりとする。

ア 初任給

契約社員としての採用年月及び採用時年齢	適用基本給表	号 俸
2017年8月以前の採用者、及び2018年8月採用で採用時年齢20歳以上の者	一般社員（１）基本給表	31号俸
2018年8月採用で採用時年齢19歳の者、2019年8月採用で採用時年齢20歳以上の者	一般社員（１）基本給表	27号俸
2019年8月採用で採用時年齢19歳の者	一般社員（１）基本給表	23号俸

※採用時年齢は、採用時の年度初の年齢とする。

イ 年齢別による保障基本給

年齢別による保障基本給を適用する。

ウ 昇給所要期間の起算日

採用日とする。

エ 初任給調整手当

契約社員としての採用年月及び採用時年齢別に、勤続年数に応じて、次表の支給区分に対応する額を適用する。

(7) 2017 年 8 月以前の採用者、及び 2018 年 8 月採用で採用時年齢 20 歳以上の者

勤続年数	1 年まで	1 年を超え 2 年まで	2 年を超え 3 年まで	3 年を超え 4 年まで
支給額	14,000 円	12,000 円	10,000 円	8,000 円
勤続年数	4 年を超え 5 年まで	5 年を超え 6 年まで	6 年を超え 7 年まで	
支給額	6,000 円	4,000 円	2,000 円	

(4) 2018 年 8 月採用者で採用時年齢 19 歳の者、及び 2019 年 8 月採用で採用時年齢 20 歳以上の者

勤続年数	1 年まで	1 年を超え 2 年まで	2 年を超え 3 年まで	3 年を超え 4 年まで
支給額	16,000 円	14,000 円	12,000 円	10,000 円
勤続年数	4 年を超え 5 年まで	5 年を超え 6 年まで	6 年を超え 7 年まで	7 年を超え 8 年まで
支給額	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円

(5) 2019 年 8 月採用者で採用時年齢 19 歳の者

勤続年数	1 年まで	1 年を超え 2 年まで	2 年を超え 3 年まで	3 年を超え 4 年まで	4 年を超え 5 年まで
支給額	18,000 円	16,000 円	14,000 円	12,000 円	10,000 円
勤続年数	5 年を超え 6 年まで	6 年を超え 7 年まで	7 年を超え 8 年まで	8 年を超え 9 年まで	
支給額	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円	

(2) 2020 年 4 月 1 日以前に列車乗務員として雇用され、2020 年 8 月 1 日時点で社員採用されている者の初任給調整手当は、勤続年数に応じて、次表の支給区分に対応する額を適用する。

勤続年数	1 年まで	1 年を超え 2 年まで	2 年を超え 3 年まで	3 年を超え 4 年まで	4 年を超え 5 年まで	5 年を超え 6 年まで
支給額	12,000 円	10,000 円	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円

3 実施時期

2020 年 9 月 1 日